

アメリカ法におけるプリーディング要件論の新たな展開

太田幸夫

- I 序論
- II トゥオンブリ事件
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判旨
- III イクバル事件
 - 1 事実関係の概要
 - 2 判旨
- IV プリーディング要件論の史的展開
 - 1 プリーディング要件論の発展過程
 - 2 合衆国最高裁判例におけるプリーディング要件論
 - 3 プリーディング要件論の行方
- V 日本法との対比
- VI 結語

I 序論

プリーディング (pleading) は、「訴答」とも訳され、英米法下において事実審理に先立って争点を明確にするために当事者間で主張書面が交換される訴訟手続を指す^{*1}。訴状 (complaint) 中に主張として何をどの程度に記載すべきか、すなわちプリーディング要件 (pleading

standards) については歴史的に大きな変遷があった。アメリカ合衆国においては1938年に制定された民事訴訟規則^{*2}により、いわゆるノーティス・プリーディング (notice pleading) が採用され、それ以前のモンロー・プリーディングやコード・プリーディングと比べ、かなり自由化されたことが知られている^{*3}。すなわち、民事訴訟規則 8条(a)(2)は、訴状には「救済を受ける権利があることを示す簡潔で平明な請求の記述」^{*4}を含むべき旨定め、9条(b)前段で詐欺 (fraud) 又は錯誤 (mistake) の主張について詳細な状況を記述すべき旨定めているが、それは例外であると解されている^{*5}。そうであれば、プリーディングの目的は、当該訴訟における争点を絞り込むことよりは反対当事者と裁判所におおよその争点を予告 (notice) することに重点が置かれ、無用な争点の排除は、主としてその後実施されるプリトリアル・カンファレンスや略式判決 (summary judgment) に委ねられることになる^{*6}。連邦法におけるノーティス・プリーディングは、州法にも多大な影響を与え、長年にわたりアメリカの民事訴訟を支配してきた。しかし、近年、合衆国最高裁において、訴状中に「もっともらしい」 (plausible) 事実の記載を欠く訴えは不適法であるとする判例が相次いで現れた (トゥオンブリ事件及びイクバル事件)。本稿は、これらの判例の内容を分析し、その判断内容がどのような背景から生まれたか、ノーティス・プリーディングは役割を終えたのかどうか、わが国の民事訴訟法の観点からどのように考えるかなどについて検討したい。

* 1 田中英夫編・英米法辞典643頁 (1991)。

* 2 Rules of Civil Procedure for the United States District Courts (1938)。

* 3 後記IV 1 参照。

* 4 “a short and plain statement of the claim showing that the pleader is entitled to relief”。

* 5 JACK H. FRIEDENTHAL *et al.*, HORNBOOK on CIVIL PROCEDURE 272 *et seq.* (4th ed. 2005)。

* 6 *Id.* at 254 *et seq.*

II トゥオンブリ事件

1 事実関係の概要

トゥオンブリ事件は、原告トゥオンブリら消費者が被告ベル・アトランティック社ら既存地域電話会社 (Incumbent Local Exchange Carriers) 4社に対し、シャーマン法 (反トラスト法)^{*7} 1条に基づき、競争妨害行為の差止め等を求めたクラスアクションである。

1984年、アメリカン電信電話会社^{*8}から地域電話部門が切り離され、新たに7つの地域電話会社が設立された (その後、4社に統合された)。これらの既存地域電話会社は長距離通信を扱わないが、特定の地域内では独占的に通信役務を提供していた。1996年に制定された連邦遠距離通信法^{*9}は、既存地域電話会社の独占権を廃して競争的地域電話会社 (Competitive Local Exchange Carriers) の参入を認め、その代償として既存地域電話会社に長距離通信への参入を認めた。

原告らの訴えの内容は、既存地域電話会社が共謀 (conspiracy) により競争的地域電話会社の取引を制限し、その結果として地域電話・高速インターネット費用を吊り上げたとするものである。原告らは、共謀の点について、既存地域電話会社が1996年2月以降、競争的地域電話会社との間で不公平な合意を結ぶとか、通信網との接続を劣悪な方法で行うなど、並行的行為 (parallel conduct) をしていたこと、既存地域電話会社間相互で意味のある競争が見られなかったことを根拠に認められるべきであると主張した。

第一審の連邦ニューヨーク南部地裁は、原告らの訴えは、救済を与えることができる訴訟上の請求 (Claim)^{*10}を述べていないとしてこれを却下した^{*11}。しかし、控訴審の第二巡回区控裁は、2005年10月3日、

* 7 Sherman Act, 15 U.S.C. § 1.

* 8 American Telephone & Telegraph Company (AT&T).

* 9 Telecommunications Act of 1996, 110 Stat. 56.

* 10 連邦民訴規則 8条(a)(2) (上記 I に記載) 参照。

* 11 Twombly v. Bell Atl. Corp., 313 F. Supp. 2d 174 (S.D.N.Y. 2003).

原告らの反トラスト法による訴えについては、詳細な事実の記述を要しない場合である^{*12}として原判決を取り消し、事件を第一審に差し戻した^{*13}。第一審被告らは連邦最高裁に裁量上訴 (certiorari) を申し立て、連邦最高裁で事件が受理されることとなった。連邦最高裁は、2007年5月21日、控訴審判決を破棄した^{*14}。法廷意見は、スーター判事が執筆し、ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス、ブレヤー、アリト各判事が同調したもので、その内容は、およそ下記2のとおりである。これに対し、スティーヴンス判事の反対意見があり、ギンスバーグ判事が同反対意見の一部に同調した。

2 判 旨

- ① シャーマン法1条が禁止しているのは、不合理な取引制限行為すべてではなく、契約、結合 (combination) 又は共謀によってもたらされる制限行為である。したがって、〈既存地域電話会社の〉並行的行為を提示しても、それは〈何らかの〉合意を推認させる状況証拠になることはあるにせよ、それ自体は、シャーマン法に触れるものではない〔II A 第1段〕。
- ② 我々は、これまで〈1条〉訴訟の流れの各段階において、同一の行動から誤った推論をすることに対して防止策を講じてきた。すなわち、並行的行為以上の証拠を示さない反トラスト共謀訴訟の原告には指示評決 (directed verdict) を求める権利がないとし^{*15}、1条の共謀の証明には、独立した行為である可能性を排除するに至る証拠を含んでいなければならないとし^{*16}、略式判決 (summary judgment) の段階においては、1条訴訟の原告が提出する共謀の証拠は、被告らが独

*12 連邦民訴規則9条(b)前段(上記Iに記載)参照。

*13 *Twombly v. Bell Atl. Corp.*, 425 F.3d 99 (2d Cir. 2005).

*14 *Bell Atl. Corp. v. Twombly*, 550 U.S. 594 (2007). 重要部分の意識に留め、適宜、番号を付した(イクバル事件についても同じ)。

*15 *Theatre Enterprises, Inc. v. Paramount Film Distributing Corp.*, 346 U.S. 537 (1954) を引用。

*16 *Monsanto Co. v. Spray-Rite Service Corp.*, 465 U.S. 752 (1984) を引用。

自に行動した可能性を排除するに至るものでなければならないとした^{*17}（Ⅱ A 第 2 段）。

- ③ 連邦民事訴訟規則 8 条(a)(2)は、請求が何であるか及びその根拠とされる理由について被告に公平な予告（fair notice）を与えるため、〈訴状中に〉「救済を受ける権利があることを示す簡潔で平明な請求の記述」を求めている^{*18}。訴えは、規則12条(b)(6)による却下申立てがされた場合、詳細な事実主張まで要しないが、他方、原告に救済を受ける権利があることの根拠を示す義務として〈権利の〉呼称や〈法的〉結論以上のものを求めており、訴訟原因（cause of action）の要素を紋切り型に列挙することでは足りない（Ⅱ B 第 1 段）。
- ④ 上記の原則を 1 条訴訟に当てはめた場合、かかる請求をするため、訴状に合意があったことを示す十分な事実上の事柄（それが真実であると仮定して）の記載が必要であると考ええる。合意があったことを推測させる、もっともらしい根拠（plausible grounds）を求めることは、プリーディング段階で蓋然性要件（probability requirement）を課することにはならない。それは単にディスカヴァリーで違法な合意が明らかにされることについての合理的な期待を高めるため十分な事実主張を求めているに過ぎない〔Ⅱ B 第 2 段〕。
- ⑤ 反トラスト事件の訴えをディスカヴァリーに先立って却下するのに慎重でなければならないことは重要な事であるが、他方、反トラスト事件ではディスカヴァリーに進むと費用がかかるのを忘却することも別の問題となる。〈中略〉本件訴訟にかかる潜在的な費用は十分に顕著である。原告らは合衆国本土での地域電話又は高速インターネット役務契約の締結者の少なくとも90パーセントから成ると想定されるクラスを代表し、訴えはアメリカ最大の遠距離通信会社（多数の社員が多量で数ギガバイトの業務記録を作成している）を相手とし、7年以

*17 Matsushita Elec. Industrial Co. v. Zenith Radio Corp., 475 U.S. 574 (1986) を引用。

*18 Conley v. Gibson, 355 U.S. 41 (1957) を引用。以下、「コンリー判決」という。

上の期間にわたって起こしたとされる反トラスト法違反の不特定な事例（もしあったと仮定して）を対象としているのである〔Ⅱ B 第5段〕。

- ⑥ コンリー判決におけるブラック判事の〈法廷〉意見は、単に救済を求める権利があることの根拠について〈被告に〉公平に予告することの必要性を述べるだけではなく、原告が救済を求めることができる請求（claim）を支える何らの事実（no set of facts）も証明できないことについて疑いがないと見られる場合以外、請求の誤りを理由に訴えを却下すべきではないとも述べている。〈中略〉〈コンリー判決の〉この一節（passage）は、それに先だって訴状の具体的な主張内容を要約した部分に照らし理解すべきであり、同裁判所は救済を求める請求が十分に述べられていると合理的に解していたのである。しかし、しばしば引用されるこの一節は、裁判所側のかかる理解に言及することがなく、法律専門家を50年にわたり悩まし続け、その後、この有名な見解（observation）は引退の時を迎えるに至った。この用語（phrase）は、請求は、適切に提示された後、訴状における主張と一致する何らかの事実を示すことによって証明されなければならないとの確立したプリーディング要件に照らし、不完全で有害な修飾語として、忘れられている〔Ⅱ B 第7・10段〕。
- ⑦ 本件訴えについてもっともらしさ（plausibility）があるかどうかを見るに、我々は、取引を制限する合意があったとの原告の請求には〈記述が〉不足しているとの原々審〈の見解〉に賛同する。先ず第一に、原告らが1条訴訟の根拠として並行的行為を記述し、既存地域電話会社間の現実の合意を独立の主張としていないことは訴状の記載上疑いがない。訴状の文言としては、わずかに合意に直接触れる部分があるが、それは先の主張に基づく法的結論に過ぎない〔Ⅲ 第1段〕。
- ⑧ 共謀に関する原告らの第二の主張は、1996年法が成立した後、既存地域電話会社自体の間で競争を控えていたことに根拠を置いている。〈中略〉〈原告ら〉主張に係る非競争状態を無理なく説明するならば、それは、かつて政府が保障していた独占企業が他の隣接企業も同様の態度をとることを予期して何らの動きも示さなかったということであ

る〈Ⅲ第4・5段〉。

Ⅲ イクバル事件

1 事実関係の概要

イクバル事件は、パキスタン人でイスラム教徒である原告イクバルが元合衆国司法長官アッシュクロフト、連邦捜査局（FBI）長官ミュラーらに対し、9.11事件^{*19}の余波により不当に拘禁され、憲法修正1条、5条に基づく権利を侵害されたとして救済を求めた訴訟である^{*20}。

イクバルは、9.11事件が発生した2001年の11月に同人の身分証明書に虚偽記載があったことを理由に逮捕され、その後、重要人物としてメトロポリタン拘禁センターの特別施設内に拘禁され、厳重な警戒体制の下に置かれた。イクバルは刑事事件では有罪を認めて服役し、2003年1月、母国に送還されたが、2004年9月、人種、宗教、国籍を理由に前記特別施設内で差別的取扱いを受けたと主張し、上記2名（以下「両長官」という。）のほか、関係する連邦公務員らを被告として連邦ニューヨーク東部地裁に損害賠償を求める訴えを提起した。

訴えを受けて両長官は、イクバルの訴状の記載が上記2名の関与については不十分であると主張し、民事訴訟規則12条(b)(6)に基づいて訴えの却下申立てをした。同地裁は、2005年9月27日、コンリー判決を引用し、原告において救済を求めることができる何らの事実主張がないとは言えないとして却下申立てを斥けた^{*21}。両長官らは、この決定に対して抗告したところ、第二巡回区控裁は、2007年6月14日、抗告を一部棄却した^{*22}。両長官は連邦最高裁に裁量上訴（certiorari）を申し立て、連邦

*19 2001年9月11日、ニューヨークの世界貿易センタービル等がハイジャック犯の自爆テロにより破壊され、多くの犠牲者が出た事件である。

*20 連邦公務員に対する憲法上の権利侵害を理由とする訴訟は、ビヴェンス訴訟（*Bivens Action*）と呼ばれる。See *Bivens v. Six Unknown Named Agents of the Federal Bureau of Narcotics*, 403 U.S. 388 (1971).

*21 *Elmaghraby v. Ashcroft*, 2005 WL 2375202 (E.D.N.Y. 2005). エルマグラビーは、共同原告（エジプト人）である。

最高裁で事件が受理されることとなった。連邦最高裁は、2009年5月18日、抗告審決定を破棄した^{*23}。法廷意見は、ケネディ判事が執筆し、ロバーツ長官、スカリア、トーマス、アリト各判事が同調したもので、その内容は、およそ下記2のとおりである。これに対して、スーター判事の反対意見があり、スティーヴンス、ギンスバーグ、ブレイヤー各判事がこれに同調し、ブレイヤー判事はさらに単独で反対意見を追加した。

2 判 旨

- ① ビヴェンス訴訟では代位責任 (vicarious liability) の適用がないので、相手方〈原告〉は、個々の公務員である被告人〈被告〉ら自身の個人的な行為が憲法に違反していたことを主張しなければならない。〈中略〉〈本件については、〉相手方は、被告人らが問題となっている拘禁政策を中立的な捜査上の理由でなく、人種、宗教、国籍の故に差別する目的で採用し、実行したことを示す十分な事実上の事柄を主張しなければならないことになる〔Ⅲ第2・4段〕。
- ② トゥオンブリ判決は二つの実際的な原理が基礎をなしている。その第一は、裁判所は訴状に記載された主張のすべてを真実として受け止めなければならないとの原則は、法的結論については適用されないということである。〈中略〉第二に、救済を求めるためにもっともらしい請求を記載した訴えのみが却下申立てに耐えることができるということである〔ⅣA第3段〕。
- ③ 本件訴えは、アッシュクロフト長官は不公平な政策の主要な立案者であり、ミュラー長官はこれを採用し、執行した補助者であるとする。その主張だけでは、トゥオンブリ事件における共謀の主張と同様、憲法上の差別訴訟における要件を紋切り型に羅列したに過ぎない。〈中略〉そうであれば、上記主張は、結論的であり、真実として受け止める資格を有しない〔ⅣB第2段〕。

*22 Iqbal v. Hasty, 490 F.3d 143 (2d Cir. 2007). ヘイスティは共同被告 (メトロポリタン拘禁センター長) である。

*23 Ashcroft v. Iqbal, 129 S. Ct. 1937 (2009).

- ④ 相手方は、本件抗告事件の対象となっていない被告らについては、許されざる理由により相手方を重要人物に指名したと主張しているが、抗告人らについては、9.11事件関係の被拘禁者を連邦捜査局が嫌疑を晴らすまでの間、制限の多い拘禁状態に置くことを認める政策を採用したとして追及している。その主張が真実であると仮定しても、本件訴えは、抗告人らが被拘禁者らを人種、宗教、国籍を理由に意図的に特別施設に拘禁したことを示したり、示唆するものではない。〈中略〉相手方としては、意図的な差別との主張の内容を考えられる (conceivable) 線からもっともらしい (plausible) 線まで推し進めるような事実を含む内容をさらに主張することが必要であった〔IV B 第6段〕。
- ⑤ トゥオンブリ判決は、すべての民事訴訟におけるプリーディング要件について述べたものであり、反トラスト訴訟と差別訴訟とに等しく適用される〔IV C 1〕。
- ⑥ 〈民事訴訟〉規則9条〈後段〉は、当事者が差別的意図についての主張を高度の基準で行うことを免除したに過ぎず、より緩和された、しかし、なお有用な規則8条の制限から免れることを許していない〔IV C 3 第2段〕。

IV プリーディング要件論の史的展開

1 プリーディング要件論の発展過程^{*24}

英米のコモンローにおけるプリーディングは、19世紀半ばに至るまで紛争の種類毎に訴訟方式 (forms of action) が異なっており、それに応じてプリーディングを含む諸手続が異なっていた。コモンロー・プリーディングにおいて、予備的、選択的主張は当事者双方に禁じられ、争点の単一化が図られたこと、主張と証拠の間の不一致 (variance) が厳格

*24 プリーディング要件論の発展過程については、主として次の諸文献を参照した。JOSEPH H. KOFFLER *et al.*, HORNBOOK ON COMMON LAW PLEADING 31 *et seq.* (1969); FLEMING JAMES, JR. *et al.*, CIVIL PROCEDURE 182 *et seq.* (2001); . FRIEDENTHAL *et al.*, *supra* note 5, at 252 *et seq.* 邦語文献として、小林秀之・アメリカ民事訴訟法145頁以下 (1985)、宮守則之ほか・最新アメリカ民事訴訟法120頁以下 (1990)。

に審査され、結論に影響したことなどにより、民事訴訟の勝敗は、訴訟技術に大きく左右される構造となっており、時として実体的正義が損なわれる結果となっていた。

アメリカ法における改革は、1848年にニューヨーク州で制定された、いわゆるフィールド法典 (Field Code) に始まる^{*25}。同法典は、コンローと衡平法とで訴訟手続を統一し、プリーディングについては、実体法との関係を完全に切り離した。同法典によれば、訴状には、訴訟原因 (cause of action) を構成する事実の平明で簡潔な記述を含むべきものとされた。フィールド法典がアメリカ民事訴訟法に与えた影響は極めて大きく、1930年代後半までには大多数の州において同様の立法が行われた。このように訴状において事実の記載を重視するプリーディング方式をコード・プリーディングと呼ぶ。コード・プリーディングにおいては、主要事実 (ultimate fact)、証拠的事実 (evidentiary fact) と法的結論 (conclusion of law) は峻別すべきものとされた。しかし、これら3者の区別は相対的なものであるにもかかわらず、民事訴訟実務においては、後2者のいずれかに当たるとか、主張が不十分であるとして訴えを不適法却下する事例がよく見られ、コード・プリーディングは、当事者を訴訟技術から完全に解放するものとはならなかった。

アメリカ法におけるさらなる改革は、1938年に連邦最高裁による民事訴訟規則^{*26}の制定に始まる。同規則8条(a)(2)が訴状には「救済を受ける権利があることを示す簡潔で平明な請求」を含むべき旨を定め、9条(b)前段がその例外として、詐欺又は錯誤の主張について詳細な状況を記述すべき旨規定していることは前述したところである (上記I)。同規則には書式が付属しており、同規則84条は、これらの書式は規則上十分なもので、本規則が目指す単純性と簡潔性を示すものであるとする。当初の書式9^{*27}は、過失責任に基づく損害賠償請求訴訟の訴状の記載事項として、第一に管轄原因、第二に事故の態様、第三に損害の発生を掲

*25 N.Y.Laws 1848 c.379. 立法過程について、田中英夫・アメリカ法の歴史 (上) 408頁以下 (1968) 参照。

*26 注2参照。

げる。第二の事故の態様の例は、「1936年6月1日、マサチューセッツ州ボストン市ボイルストン街と呼ばれる公道上において、被告は過失により (negligently) 自動車を公道を渡っていた原告に衝突させた」というものである。この書式においては、被告の過失の内容（例えば、前方不注意など）は訴状の記載事項として要求されていない。同規則は、訴状の記載事項以外の詳細な情報の取得は、プリトリアル・カンファレンスやディスカヴァリーの段階に委ねる構想である。かくしてブリーディングの目的は、反対当事者と裁判所におおよその争点を予告することに重点を置くようになった。このブリーディングの方式は、ノーティス・ブリーディングと呼ばれ、アメリカ各州の大部分で法律又は規則によって採用されている^{*28}。

2 合衆国最高裁判例におけるブリーディング要件論

ブリーディング要件に関する合衆国最高裁の判例としては、1957年に下されたコンリー判決^{*29}が有名であり、この分野でのブリーディングケースとされる。同事件は、黒人労働者がその所属する労働組合を被告として差別的取扱いの差止め等を求めた事案である。第一審は裁判所が管轄権を有しないことを理由に訴えを却下し、控訴審はこれを維持したが、合衆国最高裁はその誤りを指摘した上、第一審で被告がその余の妨訴抗弁として提出していた訴状の記載の不十分性を理由とする訴え却下の申立てについても第一審被告が判断を求めているとした上、その理由はないとして原判決を破棄し、事件を第一審に差し戻した。ブラック判事が執筆した法廷意見は、「原告が救済を求めることができる請求を支える何らの事実も証明できないことについて疑いがないと見られる場合以外、請求の誤りを理由に訴えを却下すべきでない。」^{*30}、「連邦民事訴訟規則

*27 現在の書式11に当たる（日付と場所は空欄で、適宜補充すべき体裁に変更された）。

*28 コード・ブリーディングを採用する州も少数ながらあり、その中にはニューヨーク州のほか、カリフォルニア州、ミシガン州などが含まれる。

*29 注18参照。

*30 トゥオンブリ判決でこの説示が引用されている（上記Ⅱ2⑥）。

は、原告に請求を根拠付ける事実を詳細に記載することを求めておらず、これとは反対に、原告の請求が何であるかとその根拠について公平な予告を与えるために簡潔で平明な請求の記載を求めている。」と判示した。

以下、その後、プリーディング要件に関して下された合衆国最高裁判例の内、主なものを概観することとする。

1974年に下されたシューア判決^{*31}は、州立大学での騒動の鎮圧のため州兵を動員した州知事らに対する損害賠償請求訴訟の事案である。第一審判決は州知事らが免責特権を有するとして訴えを却下し、控訴審はこれを維持したが、合衆国最高裁は原判決を破棄した。バーガー長官が執筆した法廷意見は、上記コンリー判決を引用するほか、訴え却下の申立てについて判断する場合、その申立理由が裁判管轄権の欠如であれ、訴訟原因 (cause of action) の記載の不十分であれ、訴状記載の主張を原告に有利に解釈すべきことは確立した取扱いである旨判示した。

1983年に下されたカーペンターズ判決^{*32}は、労働組合の建設業者団体に対する反トラスト法違反による3倍損害賠償 (triple damages) 請求訴訟の事案で、第一審原告らの主張する不法行為は、第一審被告らが第三者に対し、労働協約の拘束力の及ばない業者と取引するように圧力を加えたというものである。第一審判決は訴状における訴訟原因 (cause of action) の主張が不十分であるとして訴えを却下したところ、控訴審はこれを取り消した。合衆国最高裁は原判決を破棄し、第一審判決を支持した。スティーヴンス判事が執筆した法廷意見は、第一審原告らが主張する間接的損害は法的に不十分であるとし、注記において、反対の結論を仮定するとコンリー判決の法理を拡張し過ぎたことになる、大規模訴訟において事実審裁判官は詳細なプリーディングを求める権限を保持すべきであると述べた。

1993年に下されたレザーマン判決^{*33}は、地方自治体の麻薬取締機関

*31 Scheuer v. Rhodes, 416 U.S. 232 (1974).

*32 Associated General Contractors v. Carpenters, 459 U.S. 519 (1983).

*33 Leatherman v. Tarrant County Narcotics Intelligence & Coordination Unit, 508 U.S. 223 (1993).

による搜索の違法を理由とする訴訟の事案である。第一審判決は訴状の事実記載が十分でないとして訴えを却下し、控訴審判決はこれを維持したが、合衆国最高裁は原判決を破棄した。レンキスト長官が執筆する法廷意見は、上記コンリー判決を引用したうえ、民事訴訟規則9条(b)では詐欺と錯誤についてのみ詳細な事実主張が必要とされ、自治体の責任追及訴訟については明記されていない以上、同8条(a)(2)の原則が適用される旨判示した。

2002年に下されたスウィアキエウィッツ判決^{*34}は、ハンガリー人が使用者に対して国籍と年齢による差別を受けたとして提起した訴訟の事案である。第一審判決は、プリーディング段階で「一応有利な事件」(prima facie case)としての主張がないとして訴えを却下し、控訴審はこれを維持したが、合衆国最高裁は原判決を破棄した。トーマス判事が執筆する法廷意見は、上記コンリー判決を引用したうえ、「一応有利な事件」とは、証拠法上の基準であり、プリーディングの要件ではない旨判示した。

トゥオンブリ判決の約2週間後の2007年6月4日に下されたエリクソン判決^{*35}は、刑務所におけるC型肝炎治療の中止を違法とする損害賠償等請求訴訟の事案である。第一審判決は、訴状における治療中止による損害の主張が〈法的〉結論に過ぎないとして原告の訴えを却下し、控訴審はこれを維持したが、合衆国最高裁は原判決を破棄した。無署名(*per curiam*)の法廷意見は、トゥオンブリ判決と上記コンリー判決を引用したうえ、本件のような本人により(*pro se*)作成された訴状は弁護士が起案した正式な書面の場合よりリベラルに解釈すべきである旨判示した。

3 プリーディング要件論の行方

ノーティス・プリーディングの下において、プリーディングの目的は反対当事者と裁判所におおよその争点を予告することであり、詳細な情報の獲得はプリトライアル・カンファレンスやディスカバリーに委ねら

*34 Swierkiewicz v. Sorema, N.A., 534 U.S. 506 (2002).

*35 Erickson v. Pardus, 551 U.S. 89 (2007).

れていた筈である（上記Ⅳ 1 参照）。例えば、民事訴訟規則に付属する書式 9（当時）によれば、過失責任に基づく損害賠償請求訴訟の訴状には「過失により」との文言の記載があれば足り、過失を構成する具体的事実の記述は必要とされていない。これは現在の書式11においても変わらない。そうすると、トゥオンブリ判決及びイクバル判決が訴状の事実記載に「もっともらしさ」（plausibility）を要求するのは、民事訴訟規則 8 条(a)(2)及びコンリー判決（1957）に抵触するのではないかとの疑いが生じる。トゥオンブリ判決におけるスティーヴンス判事の反対意見はこの点を強く指摘し、プリーディング要件として「もっともらしさ」を加えるには民事訴訟規則の改正手続を要するとしている^{*36}。トゥオンブリ判決自体、コンリー判決中のしばしば引用される部分について引退の時を迎えたなどと述べ（上記Ⅱ 2 ⑥参照）、コンリー判決の判例拘束性を弱めようとしている感がある。しかも、イクバル判決は、第一審原告がトゥオンブリ判決の射程範囲は反トラスト訴訟に限られると主張した点について、トゥオンブリ判決の法理はすべての民事訴訟に適用されるとしてこの主張を排斥したことが注目される（上記Ⅲ 2 ⑤参照）。

なお、トゥオンブリ判決の法廷意見を執筆したスーター判事がイクバル事件では反対意見を執筆しており、立場を変えたように見える点が気になるところであるが、イクバル事件でのスーター判事の反対意見は、当該事件での訴状の記載が「もっともらしさ」の要件を満たしていないとの法廷意見に同調しなかったに過ぎず、当然のことながら、トゥオンブリ判決における意見を撤回するものではない。

トゥオンブリ判決及びイクバル判決は、訴えの適法性の要件としての事実主張に「もっともらしさ」を要求し、事実審が有する訴え却下権限を強化したように見える。実際に連邦裁判所では、この法理を理由とす

* 36 See *The Supreme Court, 2006 Term - Leading Cases*, 121 HARV. L. REV. 185, 310 (2007). なお、スティーヴンス判事は、前記（Ⅳ 2）のカーペンターズ判決の法廷意見に付した注記において、コンリー判決の射程範囲が広くないことを示唆している。このことは、コンリー判決の射程範囲が事案の内容に大きく依存していることを示していると思われる。

る訴えの却下事例が急増しているといわれる^{*37}。連邦議員の中にはこの両判決に反対する者があり、上院にノーティス・プリーディング復権法 (Notice Pleading Restoration Act) 案 (S. 1504 [111th])、下院に裁判所オープンアクセス法 (Open Access to Courts Act) 案 (H. R. 4115 [111th]) が提出されたとのことである^{*38}。他方、イクバル判決の射程範囲は、ビヴェンス訴訟に限られ、第一審原告には訴状を補正する機会が与えられたから、同判決はそれほど重要な判例でないとする見方もある^{*39}。

プリーディング要件を厳格化したかに見える両判決は、確かに連邦民事訴訟の実務に影響を及ぼしている。しかし、トゥオンブリ判決ではデイスカヴァリー手続に進むと長い時間と巨額な費用を要すること、イクバル判決では、民事訴訟が政府高官の公務に影響を及ぼすことがそれぞれ考慮されていると見られるし、両判決の間には、コンリー判決を引用して訴えの安易な却下を戒めたエリクソン判決が介在している。

ところで、連邦民事訴訟規則に付属する書式に見られるような定型的訴訟ではプリーディング要件に関する争いは起きにくいのではないかと思われる。したがって、基本的にノーティス・プリーディングの仕組みは、今後も維持されながら、複雑困難で非定型的な事案においては「もっともらしさ」(plausibility) という新しいプリーディング要件を具備することが求められると思われる。

このような複雑な法状況の下において、今後における連邦の最高裁判例及び議会の立法がどのように進展するかが大いに注目される。

*37 イクバル判決後の3か月間に連邦裁判所では1200余りの事件でイクバル判決が引用されたという。See *Iqbal Decision Having Significant Impact on Pleading Standards in Federal Courts* (visited Jan. 2, 2011) <http://www.milbank.com/NR/rdonlyres/BB1BD60-C-271D-4832-994D-FC684C394857/0/082509_Bell-Atlantic_v_Twombly.pdf>.

*38 *New Legislation Seeking the Reduction of Pleading Standards* (visited Jan. 2, 2011) <<http://floridaemploymentlaw.wordpress.com/2009/11/24/new-legislation-seeking-the-reduction-of-pleading-standards>>.

*39 *Ashcroft v. Iqbal Not Nearly As Important As You Think* (visited Jan. 2, 2011) <<http://www.litigationandtrial.com/2009/06/articles/the-law-for-lawyers/ashcroft-v-iqbal-not-nearly-as-important-as-you-think>>.

V 日本法との対比

プリーディングは、英米法系の民事訴訟制度に独自のものであり、特に事実の判断権は陪審に、法律の判断権は裁判官にあるとする陪審制度と強く結びついている。そして、プリーディングには事実審理に値しない事件を裁判官の手で早期に選り分けるという役割がある。したがって、プリーディングに関するアメリカ法の研究が直ちに日本法の解釈に役立つというものではない。しかし、民事訴訟の運営には近代社会に共通した問題状況があり、その処理方法には参考になる点がないとはいえない。

わが国の民事訴訟において訴状の必要的記載事項とされるのは、当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び原因の2点に限られ（民訴法133条2項）、裁判長の訴状審査権は、その記載の有無と訴え提起手数料の納付の有無に限られている（同137条）。訴状に記載すべき「請求の原因」の意義については、古くから請求理由説と識別説との争いがあったが、平成10年1月1日に施行された民事訴訟規則53条1項は、「訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載」することを求め、攻撃方法の記載を求める部分は訓示規定であると言われている^{*40}。したがって、訴状に攻撃方法の記載がなくても訴状却下^{*41}とはならず、攻撃方法の提出はそれ以降の口頭弁論や弁論準備手続等に委ねられることになる。この点は、アメリカの民事訴訟と大きく異なる所である。

民事訴訟が口頭弁論の段階に進んだ後、訴状及び原告の準備書面に記載された事実関係に照らして被告に対する何らの請求権も認められない

*40 最高裁事務総局民事局監・条解民事訴訟規則117頁（1997）、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ42頁（2008）。なお、天皇を被告とする訴状について、最二小判平1. 11. 20民集43巻10号1160頁は、天皇には民事裁判権が及ばないから訴状を却下すべきであるとした（訴えを不適法として却下した第一審判決を維持した原判決を違法として破棄するまでもないとする）。

*41 訴状却下制度はわが国独自のものであり、江戸時代の目安糺制度に由来するといわれる。鈴木正裕・近代民事訴訟法史・日本1頁以下（2004）参照。

場合（すなわち、主張自体失当な場合）、証拠調べを要せず、請求棄却の判決が下される（なお、訴訟要件を欠く場合、口頭弁論を経ずに訴えが却下されることがある。民訴法140条）。また、法的に意味のある請求原因を被告が争わず、抗弁が主張自体失当な場合には、証拠調べを要せず、請求認容の判決が下される。同様に、原告の主張する請求原因事実と被告の主張する抗弁事実の両者に争いがなく、原告の主張する再抗弁が主張自体失当な場合、証拠調べを要せず、請求棄却の判決が下される。

これら法的に無意味または不完全な主張について裁判長が当事者に釈明を促し、その結果、主張の是正が図られることが多い。しかし、その是正が見られない場合、そのような事件において証拠調べは無用である。裁判所としては、訴訟経済上の観点からも当事者の主張が法的に意味があるかどうかを要件事実を照らして検討することが必須の作業である^{*42}。

他方、アメリカ法においては、先に考察したとおり、プリーディング要件を充たさなければ訴えは却下される。プリーディング手続が進行した場合であっても、プリーディングに基づいて判決を導くことができる場合、当事者はプリーディングに基づく判決を求めることができる（連邦民事訴訟規則13条(c)）。さらに当事者間に争点が存在しても、ディスカヴァリーの結果や宣誓供述書（affidavit）などから事実審理が不要と判断される場合、略式判決（summary judgment）が下される（同56条）。

トゥオンブリ判決及びイクバル判決が訴状に要求する「もっともらしさ」（plausibility）の要件について、民事陪審制度を欠くわが国では同様の法理を訴えの適法性の関係で考えることはできない。しかし、要件事実の観点から請求原因等の有理性を審査して無用な証拠調べを避ける

*42 この点について、木川統一郎「民事事件の審理と判決書の合理化—西ドイツの主任判事の役割から学ぶ—」判タ731号4頁以下（1990）参照。同論文は、西ドイツ（当時）の裁判実務を紹介し、原告の主張が主張自体正当かどうかの審査を「一貫性審査」と、被告の主張が主張自体正当かどうかの審査を「重要性審査」とそれぞれ呼ぶ。本稿では、これらを併せて「有理性」と呼びたい。なお、要件事実と訴訟指揮の関係について、司法研修所編・民事訴訟における要件事実第1巻〔増補〕29頁以下参照（1989）。

べきことは、アメリカとわが国とで変わりがない。さらには、当事者の弁論が表面的には有理性の要件を充たしている場合に、証拠調べの要否を考える段階で当事者の主張に「もっともらしさ」があるかどうかを検討し、それが認められない場合、裁量判断の結果、証拠申請を採用せず（唯一の証拠方法である場合を除く。）、既に提出された書証や弁論の全趣旨に基づいて判断することは可能であると考え（もっとも、証拠の採否は、事実審の裁量に委ねられているところではあるが、証拠の採否及びその結果としての事実認定は、経験則違反または審理不尽として上級審の審査の対象となり得ないではない）。

VI 結 語

以上考察したところによれば、アメリカの連邦裁判所においてノーティス・プリーディングは依然として維持されているが、トゥオンブリ判決とイクバル判決の出現により、少なくとも複雑困難な非定型的事件においては事実主張の「もっともらしさ」(plausibility)が訴えの適法要件とされ、その限りでコード・プリーディングに近付いているということが出来る。その背景としては、非定型的で巨大な訴訟事件が増加したことによりディスカヴァリー等にかかる費用に対する意識が高まり、また恣意的な訴訟によって政府活動が阻害されることを防止する必要性も考慮されたと見られる。両判決は連邦裁判所の実務に大きな影響を及ぼしているが、その後の立法動向や判例の展開が注目される。

両判決は、民事陪審制度のないわが国の民事訴訟の運営に直接関わらないが、複雑困難な事件が増えているという現状は、アメリカもわが国も同じである。わが国の民事訴訟においても 裁判所が当事者の主張の有理性を弁論段階で十二分に検討し、無用な証拠調べを排除することは、審理を充実、促進させるために必要であり、ひいては国民全体として裁判所を利用し易くする効果をもたらすものといえる^{*43}。

*43 菱田雄郷「プリーディングに関する規律の変遷」民事手続法学の新たな地平〔青山善充先生古稀祝賀論文集〕391頁以下(2009)は、アメリカ法におけるプリーディングの変遷を論じた最新の重要文献である。本稿は、同論文と重なるところがあるが、合衆国最高裁判例の展開とその後の動向及び日本法との対比に重点を置き、発表することとした。